

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 筑後市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
6,098	2,921	603	9,622

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	17,074	16,020	1,054	563	—	13,542	
住宅新築資金等貸付特別会計	25	89	△ 65	△ 65	1	10	
一般会計等	16,874	15,885	989	498	—	13,552	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
病院事業会計	3,374	3,444	△ 70	2,724	411	4,754	3,127	法適用企業
水道事業会計	642	453	189	1,608	2	662	1	法適用企業
下水道事業特別会計	937	919	18	9	295	7,416	5,414	
国民健康保険特別会計	5,257	5,156	101	101	348	—	—	
老人保健特別会計	19	10	9	9	—	—	—	
後期高齢者医療特別会計	505	486	19	19	158	—	—	
介護保険特別会計 (保険事業勘定)	2,744	2,721	24	24	445	—	—	
介護保険特別会計 (地域包括支援センター事業勘定)	36	30	6	6	11	—	—	
公営企業会計等 計	—	—	—	4,500	—	12,832	8,542	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」「資金剰余／不足額」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」「実質収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
花宗用水組合	62	61	1	1	—	—	—	
山の井用水組合	8	7	1	1	—	—	—	
福岡県市町村消防団員等 公務災害補償組合	99	99	0	0	2	—	—	
八女・筑後広域市町村圏 事務組合(一般会計)	9	6	3	3	—	—	—	
八女・筑後広域市町村圏事務組合 (八女筑後ふるさと振興特別会計)	10	6	5	5	—	—	—	
八女・筑後広域市町村圏事務組合 (八女筑後ふるさと(拠点分)特別会計)	6	2	4	4	—	—	—	
八女西部広域事務組合	3,036	2,705	331	331	91	3,744	1,328	
福岡県市町村災害共済基金組合 (一般会計)	1,653	1,653	0	0	306	—	—	
福岡県市町村災害共済基金組合(福岡県 公営競技収益金均てん化基金特別会計)	4	2	2	2	2	—	—	
福岡県自治振興組合	226	217	9	9	—	—	—	
福岡県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	5,945	5,816	129	129	1,048	—	—	
福岡県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	566,723	553,986	12,737	12,737	3,442	—	—	
福岡県南広域水道企業団	2,910	2,664	246	876	—	13,623	31	法適用企業
一部事務組合等 計	—	—	—	14,099	—	17,367	1,359	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
筑後市土地開発公社	0	179	5	—	—	—	—	—	
筑後市文化振興公社	2	111	100	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計	—	—	105	—	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,893	1,999	106
減債基金	61	161	100
その他充当可能基金	2,383	2,423	40
充当可能基金計	4,337	4,584	247

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.60%	5.17%	△2.43%	△13.40%	△20.00%	病院事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	53.58%	51.94%	△1.64%	△18.40%	△40.00%	水道事業会計	—	—	—
実質公債費比率	14.4%	12.5%	△1.9%	25.0%	35.0%	下水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	97.1%	83.0%	△14.1%	350.0%					
財政力指数	0.69	0.67	△0.02						
経常収支比率	90.1%	90.1%	0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。